

厚生労働大臣の定める掲示事項

当醫院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている『保険医療機関』です

【東北厚生局長への届出に関する事項】

当醫院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

基本診療料の施設基準等に係る届出	算定開始日
外来感染対策向上加算	令和6年6月1日
医療DX推進体制整備加算	令和7年3月1日

特掲診療料の施設基準等に係る届出	算定開始日
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	平成30年11月1日
人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1	平成30年4月1日
導入期加算1	平成30年4月1日
透析液水質確保加算および慢性維持透析濾過加算	平成30年4月1日
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	令和6年6月1日
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)	令和6年6月1日

【個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書について】

医療の透明化や患者さんへ情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の内容が記載されておりますので、その点をご理解いただき、発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出ください。

【夜間・早朝等加算について】

下記時間帯に受付した場合、初診・再診に対し**50点の加算**を行っております。

- ・平日：18時以降
- ・土曜日：12時以降

【下肢末梢動脈疾患指導管理加算について】

慢性維持透析をされている方に対して下肢末梢動脈疾患の可能性を発見した場合、予め連携医療機関として定めた専門的な治療体制を有している山形済生病院へ紹介を行っております。

【医療情報取得加算について】

当醫院ではマイナンバーカードによる保険証の確認およびオンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報の取得に同意いただいた方に対して、その情報を活用し診療を行います。

医療情報取得加算として、マイナ保険証の利用の有無に関わらず

初診時：**1点の加算**を行っております。

再診時：（3ヶ月に1回）**1点の加算**を行っております。

【医療DX推進体制整備加算について】

初診料算定時に月1回に限り**8点、10点または11点の加算**を行っております。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋の発行については導入を検討中です。（令和7年7月31日までの経過措置）
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用出来る体制については導入を検討中です。（令和7年9月30日までの経過措置）